

番号:160309

国名: ケニア

担当部署: 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名: 稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト(営農・普及)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 営農・普及
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2016年7月中旬から 2016年9月中旬まで
- (2) 業務 M/M: 国内 0.50M/M、現地 1.33M/M、合計 1.83M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 5日 現地調査期間 40日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数: 正1部、写1部
- (3) 提出期限: 6月8日(12時まで)
- (4) 提出場所: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型) (2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知: 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月21日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等:
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力注 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	営農・普及に係る各種業務
対象国/類似地域	ケニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられている。

6. 業務の背景

ケニアでは、都市部や乾燥・半乾燥地の貧困層を中心に食糧危機が頻発しており、食料安全保障は同国の重要な課題となっている。

一方で、ケニアの3大主食作物であるメイズ、小麦、コメのうち、調理が容易で食味の良いコメの消費は、若年層や都市部を中心に急増しているなか、現在の同国におけるコメの自給率は20%を下回っている。

このため、国家コメ振興戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)の目標達成のため、国内コメ生産量の5割以上を生産しているムエア灌漑地区を対象とした円借款「ムエア灌漑開発事業」(以下、本開発事業)のL/Aが2010年8月に調印され、本開発事業の効果をさらに高めるために、ケニア政府は、コメ生産農家の所得向上を図り、持続的なコメ生産を実現すること目的とした技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請、それを受けてJICAは、農業畜産水産省をカウンターパート(C/P)とする「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を2012年1月から5年間実施中である。

本プロジェクトにより、節水栽培(Water Saving Rice Culture: WSRC)と改良型ヒコバエ栽培(Improved Ratoon Production: IRaP)の技術パッケージがまとめられ、農家間普及(コア農家アプローチ)を通じた農家への技術普及が進行中である。また、コア農家アプローチと連動し、技術普及を通じた農民組織の強化やジェンダー主流化の導入による営農改善に向けた取り組みも実施してきた。

本営農・普及専門家は、2017年1月の本プロジェクト終了を見据え、これらの活動の成果を把握し、プロジェクトの普及アプローチを検証することを目的とする。対象地域においては協力期間最後の作期が2016年8月より開始される予定であるため、この時期において、プロジェクトC/P及び対象カウンティ(郡)農業関係者・普及員等と協働しつつ、技術採用率・定着率のモニタリング調査を行い、コア農家アプローチの効果を評価するとともに、普及アプローチの評価にかかる技術移転を図るものである。

7. 業務の内容

本業務従事者はプロジェクト営農専門家及びC/Pと協力して、以下の業務を行う。

(1) 国内準備期間(2016年7月中旬)

- ア プロジェクト基本文書、既存の各種関連資料及び情報を分析し、本プロジェクトの要請背景・内容を把握する。
- イ プロジェクト専門家より提供される関連資料(稲作技術の普及、農民組織強化、ジェンダー主流化に関する活動の詳細内容及び実績概要、受益農家・グループのリスト等)に基づき、プロジェクトの普及アプローチ、農民組織強化支援、ジェンダー主流化促進活動の成果を明らかにするための調査計画(英文・案)を作成する。なお、主な調査対象はムエア灌漑区域、9灌漑セクション、15本支線水路網を持ち、15のWater User's Association(WUA)により管理されている。これらWUAユニットリーダー及び、コアファーマー(60名)及びフォロア農家(業務量により適宜調整)を対象に行うものとする。
- ウ JICA ケニア事務所及びプロジェクト専門家と協議のうえ、現地業務期間に実施すべき計画をワークプラン(英文)案に取り纏め、JICA 農村開発部に提出、説明する。

(2) 現地派遣期間(2016年7月下旬~2016年8月下旬)

- ア JICA ケニア事務所及びプロジェクト関係者(実施機関、プロジェクト専門家、C/P)に対しワークプランの説明を行い、業務計画を確認する。

- イ プロジェクト関係者との協議を通じ、事前にドラフトした調査計画書の最終化を行う。
- ウ イの調査計画に基づき、各調査に係る調査票等ツールのプレテストを実施し、必要な修正を行う。
- エ C/P 及び対象地域普及員等とともに本格調査を実施する。
- オ 調査データの集計・分析を行い、結果を取りまとめる。
- カ 上記結果に基づき、稲作技術普及のためにプロジェクトが採用している「コア農家アプローチ」、農民組織強化及びジェンダー主流化促進に関する成果を明らかにし、提言を抽出する。
- キ 調査結果及び提言についてプロジェクト関係者に報告する。
- ク 現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト、及び C/P 機関 JICA ケニア事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年9月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文 3 部(JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクト)

英文 4 部(JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクト、C/P 機関)

(2) 現地業務結果報告書

和文要約 3 部(JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクト)

英文 4 部(JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクト、C/P 機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部(JICA 農村開発部、JICA ケニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ナイロビ⇒日本を基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は 2016 年 7 月 24 日～9 月 1 日を予定しています。(数日程度の日程調整可)

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 業務調整
- ・ 営農
- ・ 稲栽培
- ・ 水管理

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舎手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供(インターネットは使用可能ですが、回線の状況が不安定な場合があります。)

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム(TEL: 03-5226-8409)にて配布いたします。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12079604.pdf>)
 - ・ 中間レビュー調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12235024.pdf>)
 - ・ 短期専門家(営農・普及)専門家業務完了報告書(2014年)

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 安全管理
ケニア国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAケニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- 3) 不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談して下さい。

以上